三重DPAT(災害派遣精神医療チーム)設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県内外で地震、台風等の自然災害や航空機、列車事故等の大規模災害(以下「災害等」という。)が発生した場合に、被災地域等における精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門チームとして災害派遣精神医療チーム(以下「三重DPAT*」という。)を派遣する際の編成及び運営等に関し必要な事項を定めることにより、災害時における精神科医療及び精神保健活動の支援体制の充実強化を図ることを目的とする。

*DPAT: Disaster Psychiatric Assistance Team

(活動範囲)

第2条 三重DPATの活動範囲は、三重県内外の災害等の被災地域とする。

(活動内容)

- 第3条 三重DPATは、原則として被災地域において医療救護班や保健活動と 連携し、以下の活動を行う。
 - (1)精神科医療機関や救護所、避難所、仮設住宅等における精神科医療の提供
 - (2) 被災地域の保健所等が行う精神保健活動の支援
 - (3)被災地域の支援者に対するこころのケア等の支援
- 2 三重DPATの移動や生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

(チーム編成)

- 第4条 三重DPATの編成は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 三重DPATの各チームは、次の職種で構成することを基本とし、 $4\sim6$ 名を1チームとする。
 - ア 精神科医師
 - イ 看護師
 - ウ 精神保健福祉士、臨床心理士または作業療法士等
 - エ 業務調整員 (ロジスティクス)
 - (2)チームリーダーは、各チームの精神科医師とし、チームの活動を統括する。
- 2 三重DPATは、病院ごとに同一の機関に所属する職員で編成することを基本とするが、単一の病院により1チームの編成が困難な場合には、複数の病院の職員によりチームを編成することとする。
- 3 三重県知事(以下「知事」という。)は、必要に応じて、三重県職員を三重 DPATに随行させるものとする。
- 4 知事は、三重DPATの活動における事故等に対応するため、傷害保険に加入する。
- 5 三重DPATのうち、発災初期に対応するチームを先遣隊として編成し、厚 生労働省に登録する。

(登録等)

- 第5条 次の要件を満たす三重県内の精神科病床を有する病院は、その旨を知事 に申し出る。
 - (1)病院として三重DPATを派遣する意思を有する。
 - (2) 三重DPATの活動に必要な人員、派遣体制を有する。
- 2 知事は、前項の申し出を踏まえ、適当と判断した場合には、該当病院を三重 DPAT登録病院(以下「登録病院」という。)として登録するとともに、登 録病院との間に派遣等に関する協定を締結する。
- 3 知事は、登録病院の長からの推薦に基づき、同病院の職員を三重DPAT隊 員として三重DPAT隊員登録者名簿に登録する。
- 4 登録病院の長は、人事異動等により三重DPAT隊員に欠員や変更が生じた 場合その旨を速やかに知事に報告する。

(統括)

- 第6条 三重DPATが県内で活動する場合、三重DPATの統括は、県災害対策本部の保健医療部隊保健衛生班内に設置するこころのケア対策事務局が行う。
- 2 知事は、精神科医師から、こころのケア対策事務局においてすべてのDPA T活動を統括するDPAT統括者をあらかじめ任命し、厚生労働省に登録する。
- 3 知事は、精神障がい者の入院・転院調整やDPAT派遣調整等について必要 に応じて助言・支援を得るために、災害精神医療アドバイザーを委嘱すること ができる。
- 4 こころのケア対策事務局における庶務は、障がい福祉課及びこころの健康センターにおいて処理する。
- 5 三重DPATが被災都道府県に派遣された場合は、被災都道府県のDPAT 受入に係る体制の下で活動する。

(派遣基準)

- 第7条 三重DPATの派遣基準は以下のとおりとする。
 - (1) 県災害対策本部が設置され被災地域において精神科医療・精神保健の活動 への需要が増大する等、知事がその活動を要すると判断した場合
 - (2)災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく被災都道府県知事又は内閣総理大臣からの派遣要請があった場合
 - (3) その他自然災害等の規模及び被災状況に基づき、知事がその活動を要する と判断した場合

(派遣要請)

- 第8条 知事は、前条の派遣基準を満たし、三重DPATの派遣が必要であると 認めた場合には、登録病院の長に対して三重DPATの派遣を要請する。
- 2 登録病院の長は、前項の要請を踏まえ、三重DPATの出動が可能と判断し

た場合には、速やかに知事に連絡するとともに、知事の指示に従い三重DPAT を派遣する。

- 3 知事は、被災状況及び前項の連絡に基づき、活動地域及び期間を調整し、その内容を登録病院の長に指示する。
- 4 隊員は、所属する病院等の職員として三重DPATの活動に従事する。

(活動期間)

- 第9条 三重DPATの活動期間は、原則として被災地域の精神保健医療体制が 復興するまでとする。但し、被災地域から引き続き派遣要請がある場合は、活 動期間を延長することができる。
- 2 三重DPATの1チームあたりの活動期間は、8日間を標準として、1日目 と8日目を移動と引継ぎにあて、2日目~7日目の6日間を活動日とする。

(研修等)

- 第10条 知事は、三重DPATの技術の向上等を図る研修、訓練等の企画及び実施に努める。
- 2 登録病院の長は、隊員の技術の向上等を図るための研修及び訓練に努めると ともに、隊員が国又は県等が開催する災害時の精神医療活動に関する研修を受 講できるよう努める。

(協議組織)

第11条 知事は、三重DPATに関する運営体制、活動の検証及び研修の方法等 について協議を行う組織を設置することができる。

(その他)

第12条 その他三重DPATに関しての必要な事項については、別途知事が定める。

附則

この要綱は、平成27年12月7日から施行する。